

4 運営

1 認定等取得後の手続き

- 1. 認定NPO法人等の報告義務 113
- 2. 事業年度終了後3か月以内の報告 113
- 3. 助成金の支給を行った場合の報告 119
- 4. 代表者を変更した場合の報告 120
- 5. その他の報告 121
- 6. 書類の備置き及び閲覧 122

2 寄附者への対応

- 1. 寄附金受領証明書（領収書）の発行方法 124
- 2. 寄附をした個人が寄附金控除を受ける手続き（確定申告の方法） 125

3 認定の更新

- 1. 認定の更新 129
- 2. 認定の更新手続き 131
- 3. 「認定の有効期間の更新申請書」作成例 132
- 4. 認定・特例認定の失効 133

4 認定の取消し

- 1. 認定・特例認定の取り消し 134

認定等取得後の手続き

1. 認定NPO法人等の報告義務

(1) 認定NPO法人等に義務付けられている報告

認定NPO法人等になると、より多くの支援者に対して説明責任があることから、一般のNPO法人に対して義務付けられている事業報告書等の提出以外にも、報告義務が課せられています。認定NPO法人等になった後には、以下の手続きをしなければなりません。なお、一般のNPO法人に課せられている情報公開の義務については、『1 設立・運営編』の24ページをご覧ください。

- ① 事業年度終了後3か月以内の報告 113ページ参照
- ② 助成金の支給を行った場合の報告 119ページ参照
- ③ 代表者を変更した場合の報告 120ページ参照
- ④ その他の報告 121ページ参照

2. 事業年度終了後3か月以内の報告

(1) 事業年度終了後3か月以内の報告に必要な書類

一般のNPO法人に義務付けられている事業報告書等の提出以外に、認定NPO法人等は、毎事業年度終了後3か月以内に、役員報酬規程や収益の明細その他の資金に関する事項を記載した書類などを所轄庁に提出しなければなりません。

事業年度終了後3か月以内に提出する書類一覧

	書 類	内 容	参照 ページ	提出 部数
1	認定（特例認定）法人の役員報酬規程等提出書	報告書類を提出するための書類 様式が定められています	P.114	1部
2	役員報酬または職員給与の支給に関する規程（内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）	役員報酬や職員給与に関する規程（法人内で定めている任意の様式で構いません。なお、どちらも支給している場合は、両方の規程の提出が必要です。）	—	2部
3	収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類	収益明細や借入金、寄附金に関する事項等NPO法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類	P.115	2部
4	認定基準に適合している旨及び欠格事由に該当していない旨を説明する書類	認定申請時に提出する書類のうち、①第3表（ロ以外。付表を含む）②第4表初葉（イ、ロのみ）③第5表④第7表⑤欠格事由チェック表に、それぞれの要件を満たしていること、欠格事由に該当していない旨を記載して提出	—	2部

(2) 「認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」とは

事業年度終了後3か月以内の報告書類を提出する旨を記載した用紙です。この書類に、「役員報酬に関する規程」や「給与規程」、NPO法第54条第2項第3号に定める事項である収益明細等を記載した書類を添付して所轄庁に提出しましょう。

(3)「認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」作成例

兵庫県：様式第19号(第21条関係)、神戸市：様式第18号(第21条関係)

認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

届出する日

〇年〇月〇日

兵庫県知事 様

※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式にてご提出ください。

提出者 主たる事務所の所在地

兵庫県〇〇市〇〇町〇〇番地の〇

名称及び代表者の氏名

特定非営利活動法人△〇川流域保全グループ

理事長 〇 〇 太郎

電話 (〇〇〇) 〇×△-〇〇〇〇

電子メール 〇〇〇@×××.△△△

特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、次の書類を提出します。

認定(特例認定)の有効期間	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	
事業年度	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	
提出する書類		チェック欄
(1) 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第54条第2項第2号の前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	役員報酬規程または職員給与規程を改定した場合や、初めて提出する場合は規程を添付し、チェックをしてください。	✓
ア 前事業年度の役員報酬の支給に関する規程 □変更なしのため省略 提出した事業年度(年 月 日 ~ 年 月 日)		✓
イ 前事業年度の職員給与の支給に関する規程 ☑変更なしのため省略 提出した事業年度(年 月 日 ~ 年 月 日)		✓
(2) 法第54条第2項第3号に掲げる書類のうち、資産の譲渡等に係る事業の料金、各件への請求の内容に関する事項以外の事項を記載した書類	役員報酬規程・職員給与規程は、既に提出したものと変更がなければ添付不要です。その場合は「変更なしのため省略」にもチェックし、最新の規程を提出した年度を記入してください。	✓
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する書類		✓
イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1 (イ) 役員等との取引		✓
ウ 寄附者(当該認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員、役員配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定(特例認定)特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		✓
エ 役員等に対する報酬又は給与の状況 (ア) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況((イ)に係る部分を除く。) (イ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		✓
オ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		✓
カ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	✓	
(3) 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類		✓

(4) 収益の明細その他の資金に関する事項 作成例

前事業年度の収益の明細など

(NPO法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)

法人名	特定非営利活動法人△○川流域保全グループ	事業年度	○年○月○日～○年○月○日
-----	----------------------	------	---------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	650,000円
賛助会員受取会費	1,789,000円
受取寄附金	3,125,078円
受取民間助成金	3,000,000円
受取国庫補助金	250,000円
○県△事業委託料	200,000円
△○川流域にまつわる民話・文化を継承する事業収益	415,000円
△○川保全のための清掃ボランティア事業収益	15,000円
水辺の生き物とのふれあい体験事業収益	30,158円
その他雑収益	780円
	円
	円
合 計	9,475,016円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
理事○○太郎（短期借入金）	100,000円
○○○信用金庫（長期借入金）	1,000,000円
	円
	円
合 計	1,100,000円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
〇〇市	〇〇市〇〇町〇〇	250,000 円	〇〇〇補助金
〇〇県	〇〇市〇〇町〇〇	200,000 円	〇〇事業委託料
(公財) 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	100,000 円	〇〇〇助成金
〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	100,000 円	寄附金
株式会社〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	50,000 円	〇〇セミナー講師料

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	70,000 円	事務所賃借料
〇〇電機	〇〇市〇〇町〇〇	50,000 円	エアコン購入費用
〇〇印刷	〇〇市〇〇町〇〇	40,000 円	イベントチラシ印刷費用
〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	30,000 円	フォーラム講師謝金
〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	役員報酬および職員給与の記載は不要です。	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
〇〇〇〇	社員	中古エアコン (残存価額 9,500 円)	〇年〇月 〇日	10,000 円	
					役員報酬および職員給与の記載は不要です。
					円

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
〇〇〇〇	社員	金銭	〇年〇月 〇日	100,000 円	年利〇% 〇年〇月返済予定
					円
					円

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
〇〇〇〇	社員	講師謝金	〇年〇月 〇日	50,000 円	
					円
					円

3 寄附者に関する事項 [③寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
加古川太郎	300,000 円	〇〇〇2.5.15
宝塚一郎	500,000 円	〇〇〇2.7.10
加古川美咲	200,000 円	〇〇〇2.8.7
	円	.
	円	.

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）、ロ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
兵庫 太郎	理事長	役員	報酬	〇〇〇2.4.1～〇〇〇3.3.31	300,000円
西宮 二郎	理事	役員	給与	〇〇〇2.4.1～〇〇〇3.3.31	1,200,000円
伊丹 三郎	理事	役員	報酬	〇〇〇2.4.1～〇〇〇3.3.31	75,000円
伊丹 三郎	理事	役員	給与	〇〇〇2.4.1～〇〇〇3.3.31	300,000円
兵庫 一男	職員	理事長の子	給与	〇〇〇2.4.1～〇〇〇3.3.31	1,200,000円
3名	職員	社員	給与	〇〇〇2.4.1～〇〇〇3.3.31	600,000円
社員又は寄附者が職員を兼務している場合に限り、氏名欄に給与を得た社員又は寄附者の総数、支給金額欄にその支給総額を記載することができます。					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	〇〇〇2年4月1日～〇〇〇3年3月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
2人	100,000円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
NPO法人〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	100,000円	〇.〇.〇	東日本大震災被災地支援
		寄附金という名目で支出しているかどうかにかかわらず、金銭その他の資産、経済的な利益の供与（贈与）を行った場合は、記載します。ただし、支出した助成金については、別途報告しているため、記載不要です。		
合 計		100,000円		

6 海外への送金等に関する事項 [⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
〇.〇.〇	〇〇国の環境保全グループと共同研究を行う際の活動資金	200,000円
.		円
.		円

※以下の書類は所轄庁へ提出する必要はありませんが、法人において、作成、備置、閲覧を行う必要があります。

法人名	特定非営利活動法人△〇川流域保全グループ	事業年度	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
-----	----------------------	------	---------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
〇〇ガイド（書籍）	500円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
講演会参加費	1,000円	資料代
	円	
	円	

3. 助成金の支給を行った場合の報告

(1) 助成金の支給を行った場合の報告に必要な書類

認定NPO法人等が助成金の支給をした場合は、以下の書類を所轄庁に提出しなければなりません。助成金支給後、遅滞なく提出する必要があります。また、この書類は、作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで事務所に備え置かなければなりません。

助成金の支給を行った場合に提出する書類一覧

	書 類	内 容	参照 ページ	提出 部数
1	認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書	助成金を支給した際に提出する書類 様式が定められています	P.119	2部

(2) 「認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書」とは

認定NPO法人等が助成金を支給した際に提出する書類です。この書類に助成実績を記載して所轄庁に提出してください。

(3) 「認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書」作成例

兵庫県：様式第20号（第22条関係）、神戸市：様式第19号（第22条関係）

届出する日
〇年〇月〇日

認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書

兵庫県知事 様

※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式でご提出ください。

提出者 主たる事務所の所在地
兵庫県〇〇市〇〇町〇〇番地の〇
名称及び代表者の氏名
特定非営利活動法人△〇川流域保全グループ
理事長 〇 〇 太 郎
電話 (□□□) 〇×△-〇〇〇〇
電子メール 〇〇〇@××××.△△△

特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、助成の実績の書類を提出します。

認定（特例認定） 年 月 日	〇年〇月〇日		
認定（特例認定）の 有効期間	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日		
支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助成対象の事業等
〇年〇月〇日	特定非営利活動法人 まちづくり〇〇〇市民塾	100,000円	地域安全パトロールポ ランティア育成事業

具体的に記載し
てください。

4. 代表者を変更した場合の報告

(1) 代表者を変更した場合の報告

認定NPO法人等の代表者に変更があった場合は、速やかに所轄庁に届け出なければなりません。役員でなかった者が新たに役員に就き、代表者となる場合や監事が代表者になった場合などは、一般のNPO法人に義務付けられている役員変更届も別途提出が必要ですので注意してください。

代表者変更時に提出する書類一覧

	書 類	内 容	参照 ページ	提出 部数
1	認定（特例認定）法人の代表者の氏名の変更届出書	代表者の氏名の変更を届け出するための書類様式が定められています	P.120	1部

(2) 「認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更届出書」とは

認定NPO法人等の代表者に変更があった際に提出する書類です。

(3) 「認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更届出書」作成例

兵庫県：様式第18号（第20条関係）、神戸市：様式第17号（第20条関係）

認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更届出書

届出する日

〇年〇月〇日

兵庫県知事 様

※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式でご提出ください。

届出者 主たる事務所の所在地

兵庫県〇〇市〇〇町〇〇番地の〇

名称及び代表者の氏名

特定非営利活動法人△〇川流域保全グループ

理事長 〇 〇 太 郎

電話 (□□□) 〇×△-〇〇〇〇

電子メール 〇〇〇@××××.△△△

次のとおり代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

認定（特例認定） の有効期間	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日
変 更 年 月 日	〇年〇月〇日
変更前の代表者の 氏名及び住所	氏名：〇〇太郎 住所：兵庫県〇〇市〇〇町〇〇番地の〇
変更後の代表者の 氏名及び住所	氏名：〇△次郎 住所：大阪府〇〇市〇〇区〇〇番地・・・

5. その他の報告

(1) 2つ以上の都道府県に事務所を設置する認定NPO法人等の場合

認定NPO法人等が2つ以上の都道府県に事務所を設置する場合であって、以下の「提出するとき」に該当するときは、事務所が所在する都道府県のうち、主たる事務所が存在する都道府県以外の都道府県知事(所轄庁以外の関係知事といいます。)に対しても、書類を提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
1	認定、特例認定、認定の有効期間の更新または合併の通知を受けた場合 ※更新時は右欄①②③を除く	①直近の事業報告書等、②役員名簿、③定款等、 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し、⑤認定書の写し、 ⑥特定非営利活動促進法施行規則で定められた提出書	所轄庁以外の関係知事
2	毎事業年度3か月以内	それぞれの手続きにおいて、所轄庁に提出する必要がある書類 2… 『1 設立・運営編』74ページ参照 『2 認定NPO法人編』113ページ参照 3… 『2 認定NPO法人編』119ページ参照 4… 『1 設立・運営編』87ページ参照 5… 『1 設立・運営編』85ページ参照 6… 『1 設立・運営編』86ページ参照	所轄庁および所轄庁以外の関係知事
3	助成金支給時		
4	役員の変更等をした場合		
5	定款を変更した場合(認証が必要な場合を除く)		
6	定款の変更に係る登記をした場合		
7	定款の変更の認証を受けた場合	①認定(特例認定)特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書(※) ②定款の変更を議決した社員総会の議事録謄本 ③変更後の定款	所轄庁以外の関係知事

※所轄庁以外の関係知事が定める様式にて提出する必要があります。兵庫県および神戸市の様式については79ページを参照ください。

(2) 認定NPO法人等が所轄庁の変更を伴う定款変更の認証申請をする場合

認定NPO法人等が所轄庁の変更を伴う定款変更の認証申請をする場合は、変更後の所轄庁に法人の基本的な情報をあわせて伝える必要がありますので、以下の書類を提出する必要があります。

提出書類	提出先
一般のNPO法人が所轄庁変更を伴う定款変更の認証申請をする際に提出すべき書類(『1 設立・運営編』83ページ参照)に加えて、以下の書類を提出が必要です。 ①認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ②認定書の写し ③所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(添付書類を含みます。)の写し ④所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	変更前の所轄庁(変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁へ提出されます。)

(3) 認定NPO法人等がその事務所が所在する場所以外の都道府県に新たに事務所を設置する場合

認定NPO法人等がその事務所が所在する場所以外の都道府県に新たに事務所を設置する場合、以下の書類を提出する必要があります。

提出書類	提出先
①直近の事業報告書等、②役員名簿、③定款等、④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し、⑤認定書の写し、⑥特定非営利活動促進法施行規則で定められた提出書	新たに設置する事務所が所在する都道府県の知事

6. 書類の備置き及び閲覧

(1) 書類の備置き

認定NPO法人は、次に掲げる書類を事務所に備え置かなければなりません。

備置き書類一覧

	書 類	備え置き期間	
		認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
1	事業報告書、計算書類等（活動計算書、貸借対照表、注記、財産目録）、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	5年間	
2	役員名簿、定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し、設立時の財産目録	常時	
3	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	認定日から 5年間	特例認定日 から3年間
4	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
5	前事業年度の寄附者名簿	5年間	3年間
6	前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程（役員報酬に関する規程は、役員報酬を支給していない法人でも作成が必要です。職員給与に関する規程は、雇用している職員が0名の場合、作成の必要はありません。）	5年後の事 業年度の末 日までの間	翌々事業年 度の末日ま での間
7	次の事項を記載した書類 ①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、 取引金額の多い上位5位までの取引 ・役員、社員、職員若しくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④寄附者（役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日 ⑤役員等に対する報酬または給与の状況 イ 役員等に対する報酬または給与の支給の状況（口に係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日 ⑦海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および使途ならびにその実施日		
8	認定、特例認定を受けるための要件のうち、下記基準に適合している旨 3号基準 運営組織及び経理に関する基準（60ページの③を除く） 4号基準 事業活動に関する基準（63ページ（1）AとBのみ） 5号基準 情報公開に関する基準 7号基準 不正行為等に関する基準 また、欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類		
9	助成金の支給を行った場合には、所轄庁に提出した書類の写し		特例認定の 有効期間の 満了日まで

(2) 書類の閲覧

認定NPO法人は、次に掲げる書類について、閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、法人の事務所において閲覧させなければなりません。ただし、個人の住所又は居所に係る部分は除くことができます。

閲覧書類一覧

	閲覧対象の書類	
1	① 事業報告書等 事業報告書、計算書類等（活動計算書、貸借対照表、注記、財産目録）、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面 ② 役員名簿 ③ 定款 ④ 認証書の写し ⑤ 登記事項証明書の写し	
2	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
4	前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程 （役員報酬に関する規程は、役員報酬を支給していない法人でも作成が必要です。職員給与に関する規程は、雇用している職員が0名の場合、作成の必要はありません。）	
5	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5位までの取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬または給与の状況 イ 役員等に対する報酬または給与の支給の状況（口に係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日 ⑦ 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および使途ならびにその実施日	
6	認定、特例認定を受けるための要件のうち、 3号基準 運営組織及び経理に関する基準（60ページの③を除く） 4号基準 事業活動に関する基準（63ページ（1）AとBのみ） 5号基準 情報公開に関する基準 7号基準 不正行為等に関する基準 また、欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	} に適合している旨
7	助成金の支給を行った場合には、所轄庁に提出した書類の写し	

寄附者への対応

1. 寄附金受領証明書(領収書)の発行方法

(1) 寄附金受領証明書(領収書)の発行にあたって

寄附者が寄附金控除を受けるにあたっては、寄附したことを証明する書類(領収書)の添付が求められます。受領年月日や受領金額だけではなく、寄附した法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に該当するものである旨など、領収書に記載していなければならない事項がさまざまあります。販売されているような複写式等の領収書では不足する事項がありますので、注意が必要です。以下の事例を参考にして、的確な領収書を発行しましょう。

また、領収書を発行する際に同時にお礼状を添えるなど工夫してみましょう。寄附者が寄附してよかったと思えることが、継続した寄附につながります。そのような一歩ずつの積み重ねが大切です。

(2) 寄附金受領証明書(領収書)の発行見本

認定NPO法人△○川流域保全グループに○川○夫氏が100,000円寄附した場合

名称は「領収書」でも構いません。

寄附金受領証明書

税額控除を受ける場合には、寄附者の住所が必要です。寄附者の住所も記載するようにしましょう。

住所 ○○県○△市.....

氏名 ○ 川 ○ 夫 様

¥ 100,000 —

寄附金として、上記金額を受領いたしました。

受け取った寄附金が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を記載しなければなりません。

上記金額は、△○川保全のための清掃ボランティア事業のための特定非営利活動へのご寄附であることを証明いたします。

この寄附金は、所得税・法人税・相続税の控除対象です。
 この寄附金は、兵庫県の条例指定対象寄附金ですので、兵庫県にお住まいの方については、県民税(住民税)の控除対象です。
 市民税(住民税)については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

【寄附金控除等の手続きについて】

所得税の寄附金控除および住民税の寄附金税額控除の適用を受ける場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

所得税の確定申告を提出しない方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除申告書」に必要事項を記載し、本証明書を添付の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。

控除の対象となる寄附は、認定日以降に受領したものです。

受領日 ○年○月○日

この寄附金が、寄附金控除等の対象であることを寄附者に伝えるようにしましょう。

寄附金控除を受けるには、寄附金受領証明書(領収書)の添付が必要です。その旨を寄附者に伝えるようにしましょう。

①受領日
 ②認定NPO法人等の名称
 ③その法人の所在地
 ④認定番号
 ⑤認定日 が必要です。

認定NPO法人△○川流域保全グループ (印)

〒123-4567 △○市○△町○丁目○番○号

認定番号：123-4567、認定日：○年○月○日

2. 寄附をした個人が寄附金控除を受ける手続き(確定申告の方法)

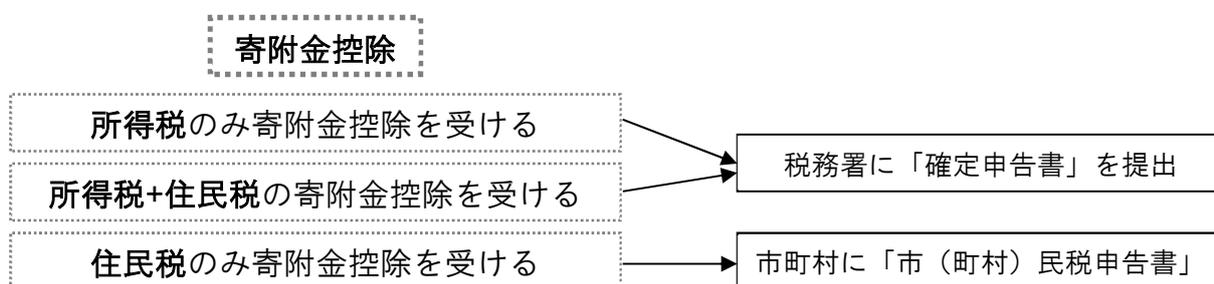
(1) 寄附金控除の手続き方法

寄附金控除を受けるにあたっては、税務署へ確定申告書を提出する場合と市町村に市(町村)民税申告書(都道府県民税申告書を兼ねている場合が多い)を提出する場合があります。

確定申告書の中に「住民税に関する事項」という欄がありますので、所得税の寄附金控除も住民税の寄附金控除も、確定申告書を提出することによって受けることができます。

ただし、基本的に確定申告というのは、所得税額が増えたり、減ったりする場合に提出するものです。つまり、所得税額に変更がない場合、確定申告書を提出することはできませんので、市(町村)民税申告書を提出します。

また、先述の4号指定のNPO法人に対する寄附金についての控除を受ける場合は、市(町村)民税寄附金税額控除申告書を提出することになります。



確定申告書を提出する場合

確定申告書の寄附金控除欄に記入し、寄附した法人から発行された寄附金受領証明書(領収書)を添付書類台紙に貼付して提出します。所得税も住民税も合わせて、この1回の手続きで済ませることができます。

提出された確定申告書のデータが税務署から都道府県や市町村へ送付され、受け取った自治体はそのデータにより、その寄附者の住民税額を算定し、個人へ通知されます。

つまり、納税者である寄附者からすると、税務署に対してしか寄附金控除に関する書類を提出していないこととなりますが、住民税の控除も受けることができます。都道府県や市町村へ個別に申告する必要はありません。

インターネットによる確定申告(e-Taxの利用)

e-Taxを利用すれば、24時間いつでも、簡単に、確定申告をすることができます。詳しくは、国税庁のホームページ等をご覧ください。

市町村に市(町村)民税申告書を提出する場合

稀なケースですが、前述したように、納めるべき所得税額が0円など住民税のみ寄附金控除を受ける場合は税務署に確定申告書を提出せずに、市町村に、市(町村)民税申告書を提出します。提出された申告書のデータが市町村から都道府県へ送付されるケースが一般的です。

(2) 還付の方法

書類提出後、還付される方法は、所得税と住民税で異なります。所得税の場合、還付される額がそのまま指定した口座へ振り込まれます。住民税の場合、翌年の納めるべき住民税額に反映されます。

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書(税額控除方式選択時)

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(年分) 氏 名 □川○夫

税額控除方式を選択する場合は、この明細書を添付する必要があります。

所得控除方式を選択する場合は、ここに寄附先と寄附金額を記入します。

○寄附金控除に関する事項(24)

寄附先の名称等	認定NPO法人 △○川流域保全グループ	寄附金	100,000 円
---------	------------------------	-----	-----------

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	① 認定NPO法人等寄附金の額	①	100,000 円
	② ①以外の寄附金の額	②	0
	③ ① + ②	③	100,000
所得金額の合計額	④	④	6,630,000
	⑤ ④ × 40%	⑤	2,652,000

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥ (赤字のときは0)	2,652,000 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	100,000
2千円 - ②	⑧ (赤字のときは0)	2,000
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨ (100円未満の端数切捨て)	39,200
年分の所得税の額	⑩	574,100
⑩ × 25%	⑪ (100円未満の端数切捨て)	143,500
⑪ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫ (赤字のときは0)	143,500
認定NPO法人等寄附金特別控除額 (⑫と⑨のいずれか少ない方の金額)	⑬	39,200

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。(認定NPO法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
認定NPO法人△○川流域保全グループ	○・10・25	100,000 円

第二表

令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 ○○県○△市
フリガナ □川○夫

○所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の名称・所在地等	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料	○株式会社	8,580,000 円	586,100 円
⑬源泉徴収税額の合計額			586,100 円	

○一時所得に関する事項(7)

収入金額	支出金額	差引金額
円	円	円

○本人に関する事項(13~16)

死別 生死不明 離婚 未帰還
 障害者 障害者控除 年譜以外かつ専修学校等

○寄附金控除に関する事項(24)

寄附先の名称等	寄附金
	円

○配偶者や親族に関する事項(18~19)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
配偶者		明大昭平					
		明大昭平					
		明大昭平					
		明大昭平					
		明大昭平					
		明大昭平					
		明大昭平					

税額控除方式を選択する場合は、特例適用の条文番号「措法41の18の2」を記入してください。

FA2100

○保険料控除等に関する事項(9~12)

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
源泉徴収票のとおり	1,142,000 円	
合計	1,142,000 円	
⑨ 新生命保険料		
⑩ 旧生命保険料		
⑪ 新個人年金保険料		
⑫ 旧個人年金保険料		
⑬ 介護医療保険料		
⑭ 地震保険料		
⑮ 旧長期損害保険料		

○雑損控除に関する事項(22)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
損害金額	円	円

○特例適用条文等

措法41の18の2

○住民税に関する事項

住民税	非居住者	配偶者控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法(特別徴収)	共同基金、その他の徴収	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
					100,000	

住民税の控除を受けられる場合は、ここに控除対象の寄附金額を記載します。この事例の場合、県の指定はあるが、市の指定はないので、「都道府県条例指定寄附」にのみ100,000円と記入します。

これはあくまでも一例です。詳しくは最寄りの税務署へご相談ください。

(4) 市(町村) 民税寄附金税額控除申告書の書き方

確定申告をしない場合にのみ提出

4号指定(詳しくは22ページ)を受けているNPO法人に寄附した場合や納めるべき所得税が0円の場合など、住民税の控除のみを受けるときは、税務署に確定申告書を提出せずに、市町村に市(町村)民税申告書を提出します。

市(町村)民税寄附金税額控除申告書

認定NPO法人△○川流域保全グループに100,000円寄附した場合で、かつ県の指定はあるが市の指定はない場合

申告に必要な書類

- ①市(町村)民税申告書
- ②市(町村)民税寄附金税額控除申告書

市(町村)民税寄附金税額控除申告書

令和 年度分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除申告書 (二)		(特定非営利活動法人に対する寄附金用)	
令和 年 月	○△ 市町村民 殿	整理番号	
住所	○○県○△市・・・	フリガナ 氏名	□川○夫
個人番号		生年月日	明・大・ 55・12・17 平・令
令和 年 1月1日 現在の住所	同上	電話番号	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが前年中に住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)を除く。)に対する寄附金を支出したときは、下の欄に記載してください。

この申告書は、認定特定非営利活動法人等以外の特定非営利活動法人に対する寄附金の申告書です。その他の寄附金(認定特定非営利活動法人等に対する寄附金等)は、別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(一)」又は「市町村民税・道府県民税申告書」を市町村民長に提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
認定NPO法人 △○川流域保全グループ	都道府県 市区町村	100,000 円
	都道府県 市区町村	
	都道府県 市区町村	
計	都道府県分 市区町村分	100,000

(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(二) 受付書		(特定非営利活動法人に対する寄附金用)
住 所	○○県○△市・・・	受付日付印
氏 名	□川○夫 殿	

第五号の五の三様式(第二条関係)

寄附先ごとに都道府県の指定を受けているのか、市区町村の指定を受けているのかを確認して記入します。

これはあくまでも一例です。詳しくは最寄りの市役所へご相談ください。

認定の更新

1. 認定の更新

(1) 認定等の有効期間

認定等には、有効期間が定められています。認定NPO法人の場合は5年間、特例認定NPO法人の場合は3年間です。認定NPO法人等になった後は、有効期間が途切れないように注意する必要があります。有効期間が途切れてしまうと、当然その間は税制優遇を受けられません。その場合、税制優遇が受けられるつもりで寄附して下さった寄附者に対して迷惑をかけることとなります。認定を取得した後は、常に認定期間を意識して運営するようにしましょう。

なお、特例認定については、特例認定を更新することはできません。一度特例認定を取得した後は、3年後に特例認定の有効期間が切れるまでに認定を目指すようにしましょう。

(2) 認定の更新申請期間

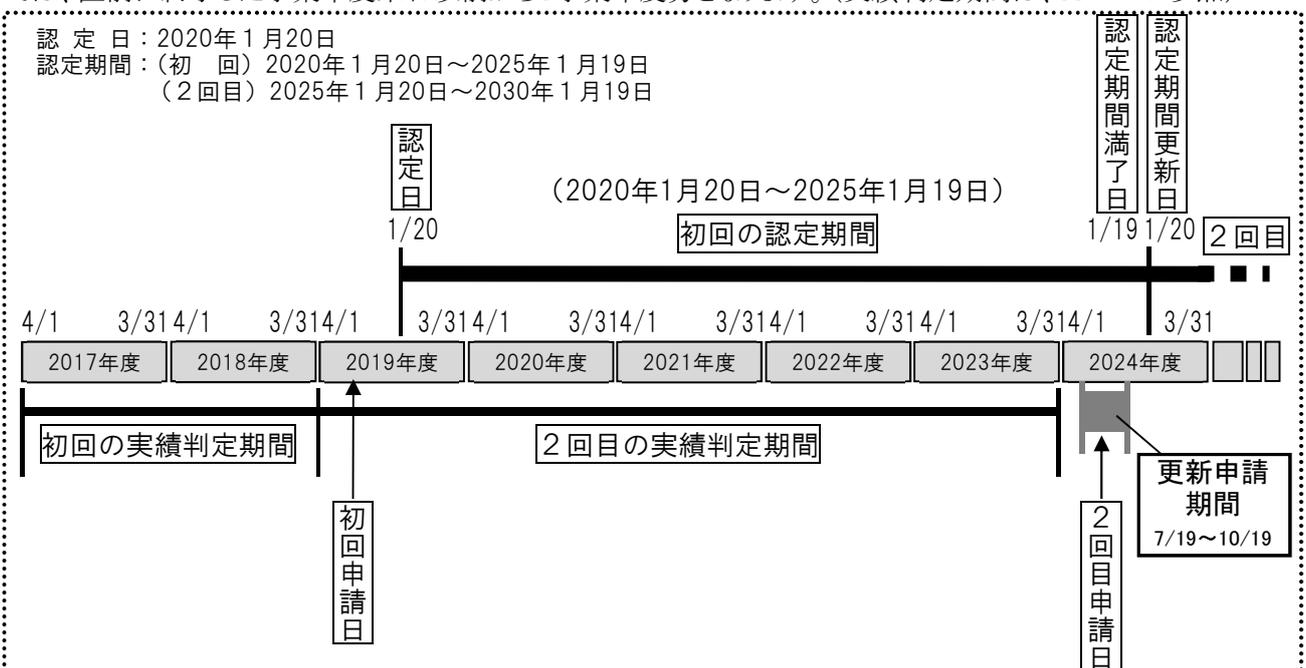
認定の有効期間を更新する申請は、有効期間満了日の6か月前から3か月前までの間にしなければなりません。この6か月前から3か月前までの期間を「更新申請期間」といいます。有効期間満了日の直前に慌てて更新申請したいと思っても、更新申請期間が過ぎてしまっていることもあり得ますので、注意が必要です。

(3) 更新申請中の認定期間

認定更新の申請中に有効期間が終了した場合、認定または不認定の結果が出るまでの間は、認定期間は有効になります。つまり、129ページの事例でいうと、更新申請期間である2024年7月19日～10月19日までに更新申請を行い、その結果が認定期間満了日である2025年1月19日が過ぎてもまだ出ていない場合、その結果が出る日（例えば、2025年2月25日に結果が出ればその日）までは認定期間は有効になります。しかし、この場合であっても、2回目の有効期間が2月25日から起算されるわけではなく、有効期間満了日の翌日（2025年1月20日）から起算して5年間となります。

(4) 事業年度が4月1日～3月31日のNPO法人の事例

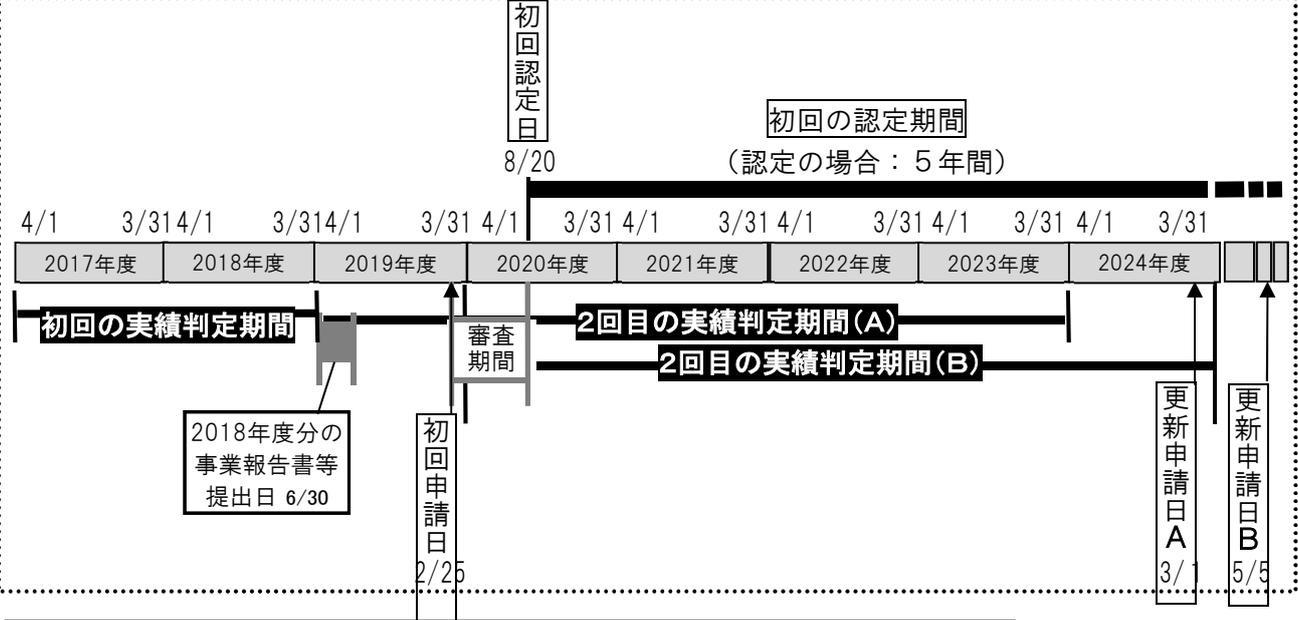
認定期間と更新申請期間の関係を図で示すと下のようになります。認定更新の場合の実績判定期間については、直前に終了した事業年度末日以前から5事業年度分となります。（実績判定期間は、35ページ参照）



初回申請時において年度後半に申請し、年度をまたいで認定された場合

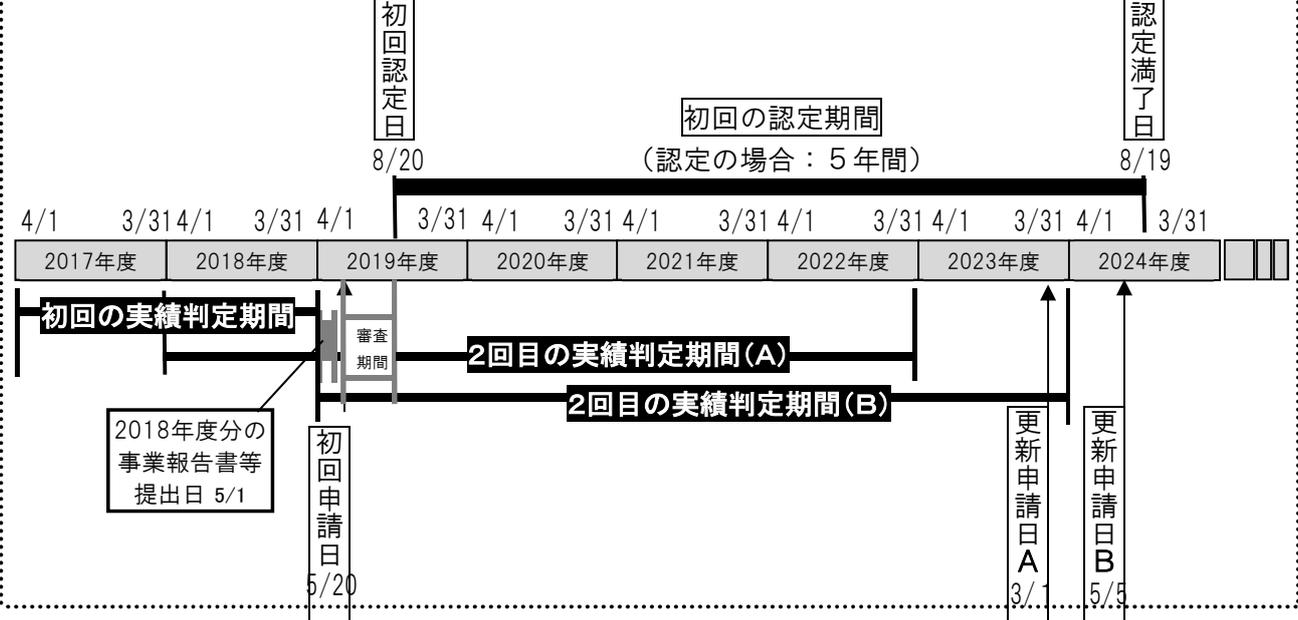
2019年度の2月25日に申請をする場合、初回の実績判定期間は、2017年度と2018年度の2年間となります。2019年度に申請する場合、2018年度の事業報告が提出できた後になりますので、注意が必要です。

その後、2回目以降の実績判定期間は5年間となるため、2回目の実績判定期間は(A)の2019～2023年度、または(B)の2020～2024年度のどちらかになります。(A)の場合、(B)の場合のどちらに当たるかは、認定の更新申請期間との関係によって変わります。例えば、2020年8月20日に初回の認定を受けた場合、認定の有効期間は、2020年8月20日～2025年8月19日となります。その場合、更新申請期間はその満了の日の6か月前から3か月前となりますので、2025年2月19日～2025年5月19日となり、2つの事業年度をまたぐこととなります。更新申請日Aの例のように、2024年度中に更新申請する場合は、実績判定期間は(A)となります。更新申請日Bの例のように、2025年度に入ってから更新申請する場合は、実績判定期間はBとなります。



初回申請時において年度当初に申請し、同一年度内の7～9月に認定された場合

年度当初に申請し、同一年度内の7～9月に認定された場合、下記のような事例では、更新申請期間はその満了の日の6か月前から3か月前となりますので、2024年2月19日～2024年5月19日となり、2つの事業年度をまたぐこととなります。更新申請日Aの例のように、2023年度中に更新申請する場合は、実績判定期間は(A)となり、初回の実績判定期間と1事業年度分実績判定期間が重複することとなります。更新申請日Bの例のように、2024年度に入ってから更新申請する場合は、実績判定期間はBとなります。



2. 認定の更新手続き

更新申請の際に提出する書類は、基本的には認定申請時と同じです。ただし、以下のような点が異なります。

- 寄附者名簿は、申請時には添付する必要がありません。(※)
ただし、寄附者名簿は毎年度作成して5年間保存しておかなければならない義務があります。所轄庁へ提出する必要がないだけで、作成しなくてよいというわけではありませんし、現地調査時に提示を求めますので、注意が必要です。
- 「役員報酬規程等」に記載している内容を改めて記載する必要はありません。
認定NPO法人等は、毎事業年度終了後、役員報酬規程や収益の明細などを記載した書類によって、法人の状況を報告しなければなりません。そこに記載している内容と同様のものは記載する必要がありません。

認定更新の際に必要な申請書および添付書類一覧

申請書・添付書類		認定申請			参照ページ	提出部数	
		相対値基準	絶対値基準	条例個別指定			
認定の有効期間の更新申請書		○	○	○	P.132	1部	
1. 寄附者名簿		○(※)			P.83	—	
1号基準	認定基準等チェック表	第1表 相対値基準・原則用	どちらか	—	—	P.90	2部
		第1表 相対値基準・小規模法人用	○	—	—	P.91	2部
		第1表 絶対値基準用	—	○	—	P.92	2部
		第1表 条例個別指定法人用	—	—	○	P.93	2部
	受け入れた寄附金の明細表	第1表付表1 相対値基準・原則用	どちらか	—	—	P.95	2部
		第1表付表1 相対値基準・小規模法人用	○	—	—	P.96	2部
社員から受け入れた会費の明細表		第1表付表2	○	—	—	P.97	2部
2号	認定基準等チェック表	第2表	○	○	—	P.98	2部
		第2表 条例個別指定法人用	—	—	○	P.98	2部
3号	認定基準等チェック表		第3表	「申請時」欄以外は省略可能		P.99	2部
	役員等の状況		第3表付表1	「申請時」欄以外は省略可能		P.101	2部
	帳簿組織の状況		第3表付表2	省略可能		P.102	2部
4号	認定基準等チェック表		第4表	イ・ロの「申請時」欄、ハ・ニ以外は省略可能		P.103	2部
	役員等に対する報酬等の状況		第4表付表1	申請日までの記載が必要		P.105	2部
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等		第4表付表2	2は該当があれば、1・3は申請日までの記載が必要		P.106	2部
5号	認定基準等チェック表		第5表	省略可能		P.108	2部
7号	認定基準等チェック表		第7表	「申請時」欄以外は省略可能		P.109	2部
欠格事由チェック表			○	○	○	P.110	2部
3. 寄附金を充当する予定の事業内容等			○	○	○	P.111	2部

3. 「認定の有効期間の更新申請書」作成例

(1) 「認定の有効期間の更新申請書」とは

認定の有効期間の更新を申請する旨を記した用紙です。これを一番上にして、添付書類を付けて提出します。その他の書類については、第Ⅲ章の申請書類に関するページを参照して作成ください。

(2) 「認定の有効期間の更新申請書」作成例

兵庫県：様式第16号（第18条関係）、神戸市：様式第16号（第19条関係）	提出：1部
認定の有効期間の更新申請書	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">申請する日</div> ○年○月○日
兵庫県知事 様 <small>※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式でご提出ください。</small>	
申請者 主たる事務所の所在地 兵庫県○○市○○町○○番地の○ 名称及び代表者の氏名 特定非営利活動法人△○川流域保全グループ 理事長 ○ ○ 太 郎 電話 (□□□) ○×△-○○○○ 電子メール ○○○@××××.△△△	
特定非営利活動促進法第51条第5項において準用する同法第44条第2項の規定により、次のとおり認定の有効期間の更新を申請します。	
事業年度	○月○日 ～ ○月○日
認定の有効期間	○年○月○日 ～ ○年○月○日
認定の有効期間の満了日の6月前の日	○年○月○日
認定の有効期間の満了日の3月前の日	○年○月○日
この申請において適用する 広く市民からの支援を受けている かどうかを判断するための基準 (パブリックサポートテスト基準)	{ 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 <u>絶対値基準</u> 条例個別指定法人
現に行っている事業の概要	△○川流域にまつわる民話・文化を継承する事業 △○川保全のための清掃ボランティア事業 水辺の生き物とのふれあい体験事業
その他の事務所の所在地 及び当該事務所の責任者の 氏名	兵庫県○○市大字×××○○番地△△ マンション○○号○○室 責任者 ○△次郎 電話 (□□□) △×△-△△○○ 電子メール ○□○@××××.△△△

4. 認定・特例認定の失効

認定NPO法人・特例認定NPO法人(以下、認定NPO法人等)は以下の事由が生じたときは認定・特例認定の効力を失います。これを認定・特例認定の失効といいます。また、その場合、所轄庁はインターネットやその他の適切な方法によって、その旨を公示することとなっています。(NPO法第57条、第61条)

① 認定・特例認定の有効期間が終了したとき

認定期間および特例認定期間が終了した場合、その効力を失います。また、認定の更新手続きの申請をし、その申請が拒否処分されたときも同様の扱いとなります。

② 認定NPO法人等が認定NPO法人等でないNPO法人と合併し、かつその合併が所轄庁の認定を受けずにその効力を生じたとき

認定NPO法人等が認定NPO法人等でない一般のNPO法人と合併した場合は、改めて認定の申請をし、認定されなければなりません。

③ 認定NPO法人等が解散したとき

認定NPO法人等が解散した場合は、認定・特例認定の効力を失います。

④ 特例認定NPO法人が認定NPO法人になったとき

特例認定NPO法人が認定申請をし、正式に認定NPO法人としての認定を受けたときは特例認定の効力を失います。

認定の取消し

1. 認定・特例認定の取消し

(1) 取り消さなければならない場合

認定NPO法人・特例認定NPO法人が以下のいずれかの事由に該当するとき、所轄庁は認定・特例認定を取り消さなければならないとされています。(NPO法第67条第1項)

- ① 欠格事由のいずれかに該当するとき（欠格事由については69ページを参照ください）
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新、または合併の認定を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、所轄庁または所轄庁以外の関係知事による命令に従わないとき
- ④ 認定NPO法人等から認定または特例認定の取消しの申請があったとき

(2) 取り消すことができる場合

以下の場合には、所轄庁は認定・特例認定を取り消すことができます。(NPO法第67条第2項)

- ① 認定基準の3号、4号①②③、7号に適合しなくなったとき
認定基準の3号については59ページ、4号については63ページ、7号については68ページを参照ください
- ② 事業報告書等を期限内に提出していない、また、法で定められた閲覧の規定を守っていないとき
- ③ その他、法令または法令に基づいてする行政の処分に違反したとき

認定・特例認定を取り消した場合、所轄庁はインターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています。法人にとって大きなイメージダウンになりますし、取消し後は当然税制優遇も受けられませんから、そうと知らずに寄附をした寄附者に迷惑がかかる可能性があります。

さらに、みなし寄附金制度(24ページ参照)を適用していた認定NPO法人がその認定を取り消されたときは、その取消しの原因となった事実が生じた日を含む事業年度までさかのぼって課税されてしまうというペナルティがありますので、そのようなことにならないよう、認定取得後も適正な組織運営を継続していけるよう、十分注意しましょう。

